

学校感染症等に係る登校に関する意見書

□大阪府立第二工芸高等学校

□大阪府立工芸高等学校 定時制の課程

_____年_____組 名前_____

次の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

■ 出席停止期間 令和_____年_____月_____日 ~ 令和_____年_____月_____日

第1種感染症 □() [治癒]

第2種感染症 ~~□インフルエンザ(A型・B型)~~ [発症後(発熱の翌日を1日目として)5日経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで]

□麻しん [解熱後3日経過] □風しん [発しん消失]

□水痘 [すべての発しんの痂皮化] □咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

□流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し、かつ、全身状態が良好]

□百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

□結核 [感染のおそれなし] □髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症 [感染のおそれなし]

□流行性角結膜炎 □急性出血性結膜炎

□腸管出血性大腸菌感染症(*) (*便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。)

□コレラ □細菌性赤痢 □腸チフス □パラチフス

第3種その他の感染症 [①~④は、代表例]

□ ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

□ ② アデノウイルス感染症

□ ③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

□ ④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

□ その他 ()

■ いまだ病名の確定には至っていませんが、次のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

□血液・粘液を含む便 □この24時間以内に複数回の嘔吐 □原因不明の発しん □よだれを伴う口内痛・口内炎

□発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛 □がんこな咳漱 唾液腺の腫大

■ その他の意見:

令和_____年_____月_____日

医療機関名: _____

診察医師(診察した医師に限る): _____ 印